

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次に掲げる図書又は書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表一の(イ)項に掲げる図書で同項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

ロ 申請に係る工作物が次の(1)から(6)までに掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(6)までに定める図書

(1) 第一条の三第一項の表二及び表三の(イ)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 これらの表の(ロ)欄各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(2) 第一条の三第一項の表四の(イ)欄各項に掲げる規定が準用され当該規定に基づく認定を受けたものとする工作物 同表の(ロ)欄各項に掲げる図書

- (3) 第一条の三第四項の表一の(i)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの
 - (4) 第一条の三第四項の表二の(i)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書
 - (5) 第一条の三第四項の表二の(ii)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書で明示すべき事項を記載したもの
 - (6) 第一条の三第四項の表三の(i)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書
- 二 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、委任状
 - 三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

表一

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

表二

(い)			<p>配置図</p> <p>縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置、申請に係る工作物と他の建築物及び工作物の別、土地の高低、工作物の各部分の高さ並びに敷地に接する道路の位置及び幅員</p>
	(ろ)	<p>平面図又は横断面図</p> <p>側面図又は縦断面図</p> <p>構造詳細図</p> <p>構造計算書</p>	<p>縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法</p> <p>縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法</p> <p>縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法</p> <p>縮尺、及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表二の(三)項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表二の(三)項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの及び屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）</p>

		(一)		令第三百三十九条に関する規定が適用される工作物		
構造詳細図	側面図又は縦断面図	平面図又は横断面図	配置図	図書の書類	明示すべき事項	煙突等の位置、寸法及び構造方法
						煙突等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状
構造耐力上主要な部分である接合部並びに継	料の種別及び寸法	の位置、寸法及び構造方法	近接若しくは接合する建築物若しくは工作物の位置、寸法及び構造方法	の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別	の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別	煙突等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状
						構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法

<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>敷地断面図及び基礎・地盤 説明書</p>	<p>基礎伏図</p>		<p>くいを用いるさび止め又は防腐措置</p>	<p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別</p>	<p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p>	<p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算 出根拠</p>	<p>支持地盤の種別及び位置</p>	<p>基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の 種別及び寸法</p>	<p>管の接合方法、支枠及び支線の緊結</p>	<p>鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり 厚さ</p>	<p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p>	<p>手及び仕口、溶接の構造方法</p>
<p>施工方法等計画書</p>	<p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐ いの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を 確保するための措置</p>												

	<p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>
<p>令第三十八条第三項、同条第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第三十八条第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十六条の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十七条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第七十三条第二項ただし書の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>

		(二)		
		令第四百四十条に関する規定が適用される工作物		
		配置図		
		平面図又は横断面図		
令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第三百三十九条第一項第四号イの構造計算の結果及びその算出方法	鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法
鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び平面形状	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種類		

敷地断面図及び基礎・地盤	基礎伏図	構造詳細図			側面図又は縦断面図			
支持地盤の種類及び位置	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法	管の接合方法、支枠及び支線の緊結	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法	材料の種類及び寸法	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び立面形状

<p>説明書</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>施工方法等計画書</p>		<p>令第三十八条第三項、同条第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項又は令</p>
<p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p> <p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠</p>	<p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別</p>	<p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p>	<p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>	<p>令第三十八条第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>

第百三十九条第一項第四号
イの規定に適合することの
確認に必要な図書

令第四十条ただし書に規定する用途又は規模 への適合性審査に必要な事項	令第四十七条第一項の構造方法への適合性審 査に必要な事項	令第六十六条の構造方法への適合性審査に必 要な事項	令第六十七条第二項の構造方法への適合性審 査に必要な事項	令第六十九条の構造計算の結果及びその算出 方法	令第七十三条第二項ただし書の構造方法への 適合性審査に必要な事項	令第七十九条第二項に規定する構造方法への 適合性審査に必要な事項	令第七十九条の三第二項に規定する構造方法 への適合性審査に必要な事項	令第百三十九条第一項第四号イの構造計算の 結果及びその算出方法
---------------------------------------	---------------------------------	------------------------------	---------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------

		(三)	
		令第四百四十一条に関する規定が適用される工作物	
構造詳細図	側面図又は縦断面図	平面図又は横断面図	配置図
			広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法及び寸法
構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	広告塔又は高架水槽等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状
			構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別

	<p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p> <p>鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり 厚さ</p>
基礎伏図	<p>基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の 種別及び寸法</p>
敷地断面図及び基礎・地盤 説明書	<p>支持地盤の種別及び位置</p> <p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p>
使用構造材料一覧表	<p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算 出根拠</p>
施工方法等計画書	<p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別</p> <p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐ いの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を 確保するための措置</p>
<p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生 方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>	

<p>令第三十八條第三項、同條第四項、令第三十九條第二項、令第四十條ただし書、令第四十二條ただし書、令第四十七條第一項、令第六十六條、令第六十七條第二項、令第六十九條、令第七十條、第七十三條第二項ただし書、令第七十七條第四号、同條第六号、令第七十七條の二第一項ただし書、令第七十九條第二項、令第七十九條の三第二項、令第八十條の二又は令第三百三十九條第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第三十八條第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第三十八條第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p>	<p>令第三十八條第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p>
<p>令第三十九條第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第三十九條第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第四十條ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第四十條ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第四十二條ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第四十二條ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第四十七條第一項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第四十七條第一項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第六十六條の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十六條の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第六十七條第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十七條第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第六十九條の構造計算の結果及びその算出</p>	<p>令第六十九條の構造計算の結果及びその算出</p>

<p>方法</p>	<p>令第七十条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十条の一の柱のみ火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項</p>	<p>令第七十三条第二項ただし書の構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>	<p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
-----------	------------------------------------	--	--	---	--	--	--

		(四)			
		令第四百四十二条に関する規定が適用される工作物			
側面図又は縦断面図		平面図又は横断面図		配置図	
<p>近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種類</p> <p>鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び立面形状</p>		<p>近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法</p> <p>がけ及び擁壁の位置及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び平面形状</p> <p>擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法</p>		<p>令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三百三十九条第一項第四号イの構造計算の結果及びその算出方法</p>	
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を					

	構造詳細図		基礎伏図	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書
含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	支持地盤の種別及び位置	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置				

(五)							
令百四十三条に関する規定が適用される乗用エレ							
配置図	<p>令第三十八条第三項、同条第四項、令第三十九条第二項、令第七十九条第二項、令第八十条の二又は令第四百四十二条第一項第五号の規定に適合することの確認に必要な図書</p>						
乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法	令第四百四十二条第一項第五号の構造計算の結果及びその算出方法	令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第三十九条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法	令第三十八条第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法

ベーター及びエレベーター（以下「乗用エレベーター等」という。）

<p>平面図又は横断面図</p>	<p>乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状</p>
<p>側面図又は縦断面図</p>	<p>近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法</p>
<p>構造詳細図</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法</p>
<p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p>	<p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法</p>

	基礎伏図	敷地断面図及び基礎・地盤 説明書		使用構造材料一覧表	施工方法等計画書
鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり 厚さ	管の接合方法、支枠及び支線の金欠	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の 種別及び寸法	支持地盤の種別及び位置	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算 出根拠
構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐ いの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を 確保するための措置	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生 方法	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法			

令第三十八条第三項、同条第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第一百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書

令第三十八条第三項の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法	令第三十九条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十六条の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十七条第二項の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十三条第二項ただし書の構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------	------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

表三

<p>(イ)</p>	<p>(3)</p>	<p>(一) 令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の認定を受けた煙突等</p>	<p>令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口に係る認定書の写し</p>	<p>(二) 令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十条第二項の認定を受けた鉄筋コンクリート造の柱等</p>	<p>令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十条第二項に係る認定書の写し</p>	<p>(三) 令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十一条第二項の認定を受けた鉄筋コンクリート造の柱等</p>	<p>令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十一条第二項に係る認定書の写し</p>	<p>(四) 令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十三条第二項の認定を受けた乗用エレベーター又はエスカレーター</p>	<p>令第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十三条第二項に係る認定書の写し</p>	<p>(五) 令第四百十四条第一項第一号口又はハ(2)の認定を受けた遊戯施設</p>	<p>令第四百十四条第一項第一号口又はハ(2)に係る認定書の写し</p>	<p>(六) 遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分で令第二百二十九条の四第一項第三号の規定を讀</p>
------------	------------	---	--------------------------------------	---	---	--	--	---	--	--	--------------------------------------	---

<p>九条の四第一項第三号の規定を読み替えて準用する令第四百四十四条第二項の認定を受けたものを設ける遊戯施設</p>	<p>み替えて準用する令第四百四十四条第二項に係る認定書の写し</p>
<p>(七) 遊戯施設の客席部分で令第四百四十四条第一項第三号イの認定を受けたものを設ける遊戯施設</p>	<p>令第四百四十四条第一項第三号イに係る認定書の写し</p>
<p>(八) 遊戯施設の非常止め装置で令第四百四十四条第一項第五号の認定を受けたものを設ける遊戯施設</p>	<p>令第四百四十四条第一項第五号に係る認定書の写し</p>

2

法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、

- 一 別記第十一号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 次の表に掲げる明示すべき事項が記載された図書

- ロ 申請に係る工作物が第一条の三第一項の表二の(イ)欄各項に掲げる規定が準用される工作物である場合にあつては、それぞれ同表の(ロ)欄各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

- 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
- 三 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、委任状
- 四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第百三十八条第三項第二号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次に掲げる図書及び

書類とする。この場合においては、当該正本一通及び副本一通に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ 第一条の三第一項から第四項までに規定する図書及び書類

ロ 第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合には、付近見取図又は配置図を除く。）

ハ 申請に係る工作物が次の(1)から(6)までに掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(6)までに定める図書

(1) 第一条の三第一項の表二及び表三の(イ)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 これらの表の(ロ)欄当該各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(2) 第一条の三第一項の表四の(イ)欄各項に掲げる規定が準用され当該規定に基づく認定を受けたもの

とする工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書

(3) 第一条の三第四項の表一の(1)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書でこれらの項に掲げる明示すべき事項を記載したもの

(4) 第一条の三第四項の表二の(1)欄各項に掲げる規定が準用され当該規定に基づく認定を受けたものとする工作物 同項表二の(3)欄各項に掲げる図書

(5) 第一項の表二の(1)欄各項に掲げる規定が準用される工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書で明示すべき事項を記載したもの

(6) 第一項の表三の(1)欄各項に掲げる規定に基づく認定を受けたものとする工作物 同表の(3)欄各項に掲げる図書

二 別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

三 別記第十二号様式による築造計画概要書

四 確認の申請を代理者に委任する場合にあつては、委任状

五 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証の写し

六 申請に係る建築物について建築士により構造計算によつてその建築物の安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物に係る確認の申請書
法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一項及び前項に規定する添付図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する工作物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一項及び前項に規定する添付図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる工作物の区分に応じ

、
 (ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、
 (に)欄に掲げる図書については(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(二)		
令第四百四十四条の		(イ)
第一項の表一に掲げ	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(一)項(ろ)欄に掲げる図書(令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)、及び第一項の表三の(九)項(ろ)欄に掲げる図書</p>	(ろ)
第一項の表一に掲げ		(は)
第一項の表一に掲	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図</p>	(に)
トラス又ははり	<p>昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の材料の種類及び寸法</p>	(ほ)

(三)	
<p>令第四百四十四条の二の表の(三)項に掲げる工作物の部分を有する工作物</p>	<p>二の表の(二)項に掲げる工作物の部分を有する工作物</p>
<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(ろ)欄に掲げる図書及び同項の表三の(九)項(ろ)欄に掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(二)項(ろ)欄に掲げる図書及び同項の表三の(九)項(ろ)欄に掲げる図書</p>
<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造詳細図(遊戯施設のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分及び非常止め装置</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造詳細図(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)</p>
<p>第一項の表一に掲げる図書のうち平面図又は横断面図</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図</p>
<p>遊戯施設のかご等の主要部分の材料の種別及び寸法</p>	<p>支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法</p>

の部分（以下この項において「かご等」という。）に係るものに限る。）

5 特定行政庁は、規則で、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項の規定に基づく条例（法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合することの確認に必要な図書について必要な規定を設けることができる。

6 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十四号様式によるもの。次号において同じ。）及びその添付図書

- 二 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）
- 7 第二条の規定は、工作物に関する確認済証等の交付について準用する。